平安時代の婚姻に関する二三の問題

鷲 見 等 曜

私が平安時代の婚姻について本誌で論じはじめたのは、14年前の1974年である¹⁾。怠け者なので、以来1981年までに四つの小論しか書いていないが、信仰に近い崇拝を受けている高群逸枝を正面から批判し、否定したものであるから、学界からは一顧もされないだろうと考え、どこにも抜刷を送らなかった。そのためか全く反響がなかったのであるが、1983年にこれらの小論を集めて小著²⁾を出版してからは、幸いにもいくつかの賛否の論評、論及をうることができた。批判としてはまとまったものはなかったが、最近、服藤早苗氏はおよそ2000字にわたって私見に論評を加えた³⁾。その労に感謝するとともに、批判に答え、またそこにふくまれている二三の問題に論及し、私見をいっそう明らかにしたい。

服藤氏の批判を私なりに理解し、まとめると、それはつぎの四つの命題の 結合からなるように思う。

- (1) 「嫁入り婚とは、夫側両親との同居を前提とする父系直系二世代家族を意味する」
- (2) この「父系直系二世代家族の(平安時代における)不存在の実証〈カッコ内は鷲見〉」こそ高群婚姻史の重要な成果である。
- (3) ところが鷲見は「もっぱら家屋提供者から居住形態を論じており、夫側が提供した家屋に妻が移住することをもって」夫方居住婚としているため「血縁組織あるいは社会発展論が鷲見氏にあってはあいまい」である。
- (4) 高群を批判する以上、鷲見は平安時代に父系直系二世代家族が存在し

-1 -

たことを論証する必要がある。

以下この批判を検討するが、結論を先に述べておこう。すなわち(1)の命題は誤っている。(2)は無意味な研究成果である。(3)の「家屋提供者」云々は全くの事実無根である。したがって、(4)のような論証を私が行わなければならないという理由は全くない、の4点である。

1. 「夫方居住制」とは

服藤氏は私の婚姻居住概念(さしあたって夫方居住制の)を問題にしている。 氏によれば、私は「夫方居住制とは、妻が夫側提供の家屋に移住する制度で ある」(命題3)と考えていることになる。しかしこれは事実無根であって、 無実の罪を問われた感じである。

私の夫方居住制の理解は、氏の論稿がのっている同じ『歴史評論』の小論4)にも示されている。そこで私は「夫方居住(夫の父の家またはその近隣に住む)」と書いておいた。夫方居住と父方居住を同義とし、あくまで「居住」を問題としている。夫方居住を父方居住と同義とみることについては、異論が出されている。たとえば祖父江孝男氏5)は

「自分の生家から遠く離れた都市に住んでいる男性が、よそから来た女性と結婚し、以前からいた自分の住居に住むような場合には、夫方居住ではあっても父方居住ではなくなる。こうみてくるとやはり、夫方居住婚という用語のほうが適切であろう!

と述べて父方居住の語を否定している。しかし私は祖父江説をなっとくできない。例にあげられたような都市での居住形態は新処居住といってよいのではないか,具体的事例について夫方,妻方を区別する指標はなにか,「以前からいた自分の住居」というように,家の所有が指標になるのか等の疑問がある。私はむしろ江守五夫氏のように「婚姻に際して妻が夫の共同体に移り住む方式」6)と考えたい。婚姻居住制が重要な意味をもつのは,親族集団と

の関係においてであると思うからである。 江守氏は,

「これらの婚姻居住規制は、それぞれ一定の親族関係に立つ者を空間的に結集させるという特殊な作用をいとなむのであり、このことによって特定の出自制度をつくりだすのである。たとえば妻方居住婚のもとでは、婚入してきた夫を除いて、共同体の聚落はすべて母系的に連る親族によって占められ、そのことから母系出自の制度が形成される。同様に夫方居住婚のもとでは、婚入してきた妻を除いて、すべて父系的に連らなる親族が共同体の聚落を構成し、それによって父系出自が派生される」

といっている。同感であるが、私は氏の規定を採用することができない。「共同体に移る」と規定すると、どんな居住制があるかをしらべるに当って、まずどんな「共同体」があるかを明らかにしなければならないからである。氏族や村のような外見上明白な共同体がない場合は居住制を問題にすることができなくなる。平安貴族の場合がそうである。藤原氏といっても尨大なもので、それが平安京中に散在している。しかも外婚制がない。やはり「夫の父の家またはその近隣」というような従来の概念を用いたい。その場合「近隣」をぜひ忘れないようにし、その日常行動を併せ考えるべきであると考えている(ただし、妻方居住については、これを母方居住といいかえてよいかどうか問題である。後述)。

以上のような婚姻居住概念をもつ私が、「もっぱら家屋提供者から居住形態を論ずる」ようなことがありえないのは、明らかであろう。家屋敷の提供者にこだわり、それで婚姻居住を考えるのは、むしろ服藤氏が継承せねばならぬと考えている高群である。例をあげよう。中御門宗忠(1062-1141)の長男宗能(1085-1170)は永久2(1108)年8月22日東五条邸から父宗忠の中御門富小路邸のすぐ北に隣接する「中御門北亭」に移った。これについて高群はいう。この北亭はもと権中将源師重の第宅であったものを、宗能の舅藤原為隆(1070-1130)が他の自分の持家と交換して娘夫婦に与えたものである。

したがって「父宗忠と子宗能とが同じ家号を称していても同居ではない」「家は女のもの、婿は女の家に住むものであるとする考え方である」「ひと述べている。要するに宗能邸は舅所有の家だから、また実父邸の隣家にいて、同居していないから妻方居住である、といっているわけである。これに対して 私は

「舅が婿に第宅を買い与えることを私は否定しようとは思わない。ここで私のいいたいことは、すでに小野宮実資について見たとおり、親子兄弟が近接して居住し、緊密な共同行動をとることである。中御門北亭を舅が買い与えようとどうしようと、宗能は実父の近くに住むにいたったことであり、これは母系的原理では説明できないということである。宗能は天承元(1131)年参議となり、長承3(1134)年51歳で権中納言となるのであるが、この共同行動においては変らない」

と書いて、宗能は父方居住をしているとしたのである8)。

他の例をあげよう。藤原仲実 (1121 没) は、藤原顕季 (1055-1123) の娘と結婚して、顕季の高松邸 (姉小路北、西洞院東) で顕季と同居した。それは永長元 (1096) 年高松邸が焼けたときの『中右記』の記事に「宰相中将仲実同宿也」とあることでわかる。永久 3 (1115) 年仲実は大納言となったが、当時彼は「高松大納言」と呼ばれ、それ以前には「高松中納言」といわれた。また『百錬抄』保安元 (1120) 年 3 月 6 日条には

高松家焼亡修理大夫顕季女領。高 松家焼亡松大納言仲実旧室

とある。「旧室」となっているのは、そのころすでに離婚していたからである。これらの事実から高群は、仲実は顕季の高松邸で「少なくとも二十余年婿住み」したと結論する⁹⁾。しかし私はそういう論証法に賛成できない。居住制を論ずるのに必要なのは、この場合仲実が「顕季女領」の高松第に住んだかどうかではなくて、この 20 年余顕季と同居していたかどうかである。永長元年のあと顕季は六条中院(六条北、烏丸西)や六条烏丸邸(六条南、烏丸西)や六条東洞院邸に住んだことが断片的にわかる。高松邸に住んだ様子は

_ 4 _

ない。何よりも高群自身が,顕季は仲実夫婦の結婚後間もなく六条中院邸に移ったといっている。仲実の住居も正確にはわからない。『百錬抄』の前記の引用をみれば,離婚して高松邸にいなかったはずの仲実が「高松大納言」と呼ばれているから,こういう呼称からは必ずしも居住はわからない。顕季と仲実は,はじめほんのわずかを除いて共住していなかったことが,ほぼ確実になったであろう。高群はこうした検証を一切省略して,かんたんに「二十余年の婿住み」と結論するわけである。それは第宅の所有と居住を混同した結果である。

その点は服藤氏が推奨するウィリアム・マカラ氏10)においても同じであ る。例をあげよう。関口裕子氏11)は、マカラ氏の研究によって、八条邸に おいて藤原宗诵と藤原顕雅の2人の婿が, 六条邸において藤原実行と源雅定 の2人の婿がそれぞれ同時に舅顕季と同居していたことがあるとし、これは 母系合同家族の明らかな例であるといっている。しかしマカラ氏は「と思わ れる | 「ようである | という文をいくつか重ねて、それらしい雰囲気を出し ているだけである。顕雅についてわかっていることは、寛治7(1093)年3 月26日彼が舅顕秊と共に新造高松邸に移ったことだけである(『中右記』)。 宗通については翌寛治8年閏3月17日八条邸にいたことがわかっている。 かりにこの八条邸が顕季領であったとしても、顕季と顕雅は前年高松邸に移 ったのだから、ここにはいない。顕季と2組(顕雅、宗通)の夫婦の同居論は あやしい。実行については天永 3 (1112) 年 5 月 13 日白河上皇が実行邸に移 った記事があり、「六条鳥丸顕季卿之家也」(『中右記』) とある。同年6月1 日. 永久2(1114)年8月27日等にも「頭弁(実行)六条家」が出てくる。 これでわかることは実行の家が顕季領であることだけで、同居の事実ではな い。雅定については天永3年5月5日「南之中院大貮卿(顕季)宅」が焼亡 したとき、この邸に「近日右少将雅定朝臣居住也」とある。「南之中院」は 上の六条中院で、実行のいた六条鳥丸邸とはちがら12)。雅定、実行2女婿 夫婦の同居は否定される。マカラ氏と関口氏の実証は崩壊した。両氏は第宅

の所有者(提供者)と居住を混同したのである。平安貴族が娘に第宅をつけて結婚させ、ある場合にはこれと同居することは広く行われた慣習であるが、第宅の提供と居住とははっきり区別すべきで、私は小著の中でも注意を うながしている。

以上にもかかわらず、服藤氏が私を家屋提供論者としたのは、私があげた「貴族層の婚姻事例からの推察」だという。では私のあげた事例を示そう。それはたとえば小野宮実資(957—1046)¹³⁾ 源俊房(1035—1121)¹⁴⁾ 藤原宗忠¹⁵⁾ などである。彼らは自邸内の建物あるいは部屋、自邸に隣接した屋敷などに、息子や娘婿や縁者などの小家族や個人を集住させ、大きな集団(「屋敷地共住集団」とよぶ。後述)をつくっている。

実資の小野宮第は名邸で、『拾芥抄』に「大炊御門南、烏丸西」としてあ るが、実際は大炊御門大路をへだてた北宅、鳥丸小路をへだてた東町、冷泉 小路をへだてた南町、室町小路をへだてた西殿をふくんでいる。後述の兼実 の九条邸の例から推して、もっと広い地域をふくんだかもしれない。実資は 出家した良円と一人娘の千古をのぞいて実子がなく、甥などを何人も養子と し、これらをひきつれて政府要人としての活動をしている。一番年長の養子 資平 (986-1067) は、寛弘 2 (1005) 年にはじめて『小右記』にあらわれる。 寛弘 4年に長男資房が生れているから、その前に近江守藤原知章の娘と結婚 しているわけだが、『小右記』には寛弘3,4,6.7年の記事がない。5年の 記事はあるが資平の居住はわからない。『権記』寛弘 7 (1010) 年 10 月 10 日 条、同8年4月8日条には「侍従^{小野}」「小野宮侍従」とあるから、この頃は 小野宮にいる。そして長和元 (1012) 年には「北宅」にいる。「北宅」は以後 何度も『小右記』にあらわれ、長和2年にはその券文も実資から渡され、資 平の固定した住所である。ただし彼は長元5(1032)年には近くの二条北, 富小路に第宅をもっているし,長久2(1041)年には後述の女婿藤原兼頼が ここに住んでいた可能性がある(『春記』2月12日条)。寛弘2年には室町殿に いた実資の姉が西殿に移ってきて、寛仁2(1018)年ここで没する。西殿に

は寛仁元年ごろ経任が住んでいた可能性がある。彼は実資の甥であるが養子かどうかわからない。しかし治安 3 (1023) 年西殿で病臥しており,その前後実資の外出にしばしば扈従している。長元 5 (1032) 年資平の 2 男資仲が西殿にいるが,この頃の西殿の住人は千古とその夫兼頼 (1014—1063) である。千古は治安 3 年からここに住んでおり,長元 2 年に結婚した。どうやらこの夫婦は本邸の東対と西殿をともに利用したらしい。東町や南町には従者たちが住んだらしい。治安元年には「故知章朝臣六娘」が東宅で産のために没している。養子経季は万寿 2 (1025) 年 12 月 7 日から本第のどこかに住んでいる。彼は長元元年藤原兼綱娘と結婚するが,「中納言(資平)乗車後。資房,資高,経季相従」というような実資への扈従記事が『小右記』に不断に続いていて,兼綱に婿住みした形跡がみられない。養子資高は万寿 2 年本第北対に曹司をもっているから,本第外に住んだと思われるが,上にみたような扈従記事が頻繁にみられるから,その居所は近くであると考えられる。

源俊房の場合をみよう。その邸を私は父師房から伝えられた土御門邸(土御門南,東洞院西)と考え,高群は中御門邸であるとするが,その正否はおいて,承保(1074—1077)承暦(1077—1081)当時隣接する「北家」には女婿藤原宗俊(1041—1097)がいた。高群によれば宗俊は,康平4(1061)年頃藤原実綱の日野邸に婿住みし、そこで宗忠を生んだが,妻が死んだためか日野を離れ,承保頃俊房邸に婿住みしたのである。ただし高群は故意か見落しか,宗俊の「婿住み」が「北家」においてであることに触れていない。また「南殿」には俊房の母尊子が,本第の東対には大将上こと妧子(未亡人),西対には姫君御方こと澄子という俊房の2人の姉が住んでいる。俊房の異母弟師忠とその母が南殿に住んだこともある。承暦3(1079)年この土御門邸が焼け,それが同5年に再建されたあとでは、宗俊夫婦は西小寝殿に、母尊子と2人の姉は北対に住んだ。俊房の男子は年少(師頼は1070年生れ。師時は1077年生れ)だから、父とともに寝殿に住んだであろう。

宗忠の中御門富小路邸の場合には、先述のように、長子宗能が「北亭」

に、異母弟で女婿である宗輔 (1077-1162) も「北」¹⁶⁾隣りに住んでいた。次 男宗成は因幡国司として在京しないこともあるが、在京中は宗能・宗輔とと もに、つねに父の外出に扈従するから、近くに住んだはずである。なお宗 能・宗輔は長く中御門に住んだ。『山槐記』応保6(1161)年11月19日条に 「内大臣(宗能)亭去夜参向皇前とあり、『台記』久安4(1148)年2月17 日条によれば、この日京極西・富小路辺が大焼したとき、宗能・宗輔邸がこ の中にあった。

私があげた事例なるものは以上の如くである。私が関心をもっているのは 屋敷地共住集団であるから、つねに居住を問題としている。ついでながらも う一つの例をあげておこう。実は、こういう集住の事実に早く気付いていた のは他ならぬ高群である。彼女のあげた藤原兼実(1149-1207)の九条邸をみ よう。兼実は永暦 2 (1161) 年正月 29 日に,13 歳で藤原季行 (1115-1163) の 娘兼子(10歳)と結婚し、四条坊門東洞院邸に住んでいたが、仁安2(1167) 年正月28日九条邸に渡り、以後長くここに住んだ。その九条邸なるものは、 治承5 (1181) 年の時点で図1の如くであるという17)。高群は御堂と皇嘉門

院御所を北殿,他を南殿といっており,一邸内の建物配置 と考えているようである。しかしこれは屋敷配置とみたほ うがよさそうである。朧谷寿、角田文衛氏は18)図2のよ うに考えている。すなわち兼実邸を九条四坊12町、皇嘉 門院御所を同6町と5町、頼輔の北家を10町か11町、同 南家を京外としている。またこれ以外にも東家,九条堂が あり、兼実本邸内に角殿、南殿、北殿、東殿などの殿舎が 図 1

世 兼実 尼上

あったという。この説にしたがいたい。崇徳后皇嘉門院聖子(1121-1181)は 兼実の異母姉であり、また養母である。その御所に兼実の長子良通(1167-1188) がいる。良通も女院の猶子である。尼上というのは、兼実の妻兼子の 母、すなわち季行の妻である。家僚頼輔は、その娘が元暦元(1184)年に兼 実の子良平を生むが、この時点での姻縁関係はわからない。ここには、兼実

八条大路二						
AL 1 100	1		8	9		16
針 小 路一	2		7	10		15
九条坊門小路 —	3		6	(1)		14
信濃小路一	4		5	(12)		13
九条大路二	東	高		万	富	由
	米洞院大	倉小		里小	小	東京極大
	路	路		路	路	路
	図	2				

夫妻,その息子夫婦(治承4年婚),異母姉,姑,家僚などが集住している。その集住が長く続くことは『玉葉』や『明月記』でわかる(ただし若干の人物の入れ換えがある)そして高群はこれを「九条集団」とよび,さらに九条邸周辺に一種の領域を推定している。これを私流に屋敷地共住集団とよんでもおかしくないであろう。このほか高群は,藤原顕季の六条邸について「六条大路をはさんで東西南北数町に亘ったであろう」と述べるなど,あちこちで貴族の屋敷とその周辺に注意している。にもかかわらず,彼女は居住制について家やその提供者に固執し,それと居住とを混同して誤った結論に到達したと思う。

以上を先の居住制の概念に則して考えよう。実資の養子資平は、わかる限りでは一貫して父(夫)方居住といえる。実資の婿兼頼は資房の日記『春記』によって、はじめ小野宮第、ついで実父頼宗の堀川第、ついでまた小野宮邸(西宅、東対、北宅)に住んだことがわかっている。妻方→夫方→妻方である。俊房の婿宗俊は終始妻方居住であるが、約20年後寛治4(1090)年すぐ北隣りの土御門烏丸邸に移っている。その同居者は父方の人々であるから、新処居住に移ったともいえる。宗忠の長男宗能は、はじめ妻方の七条邸

にいたらしく、ついで中御門北宅に移ったから、妻方→夫方である。宗忠の 婿宗輔は妻方の中御門北宅から三条堀川邸に移り、後また中御門に帰ったら しい。堀川邸がはっきりしないが妻方居住が長い。兼実の長男良通は若くし て死没したから終始父方居住である。

婚姻居住の追究は厄介な仕事である。たとえば実資は天元 2 (980) 年,寛和元 (985) 年頃最初の妻源惟正娘の二条邸にいた。長和 5 (1016) 年当時は第二の妻婉子女王の染殿にいた可能性がある。しかし彼はこの間祖父であり養父でもある実頼から譲られた小野宮邸を終始利用している。実資の居所をどこに判定したらよいか問題である。ただ上に述べた実資以下の子女の場合は、いずれも長期にわたる日記が残っていて,長期にわたる追跡がある程度できるのであり、少数ながら貴重な例である。こうして私は夫方居住も妻方居住もあると述べたのである。どうやら結婚のはじめは舅方提供の第宅に居住することが広く行われていたらしいが、それが規範的であったかどうかはわからない。後述のタイの屋敷地居住集団から推測すると、このような一時的な夫方または妻方居住とその後における夫方、妻方、新居住等が混在していたと考えることもできる。今私にいえることは、明確な婚姻居住規範は存在しないらしいことであり、それこそ当時の日本社会を特色づけるものであると考える。

以上で、私が家屋の提供などを基準として婚姻居住制を考えていないことが十分明らかになったと思う。またそのような誤解が絶対に起りうるはずがないことも併せ証明されたと思う。

2. 「父系直系二世代家族」とは

服藤氏の命題(4)について考えてみよう。氏は私に「父系直系二世代家族」 の平安時代以前における実在を証明せよと要求し、貧窮問答歌にみられる直 系家族は、山上憶良が中国かぶれで、中国詩を土台に作ったものにすぎない

といっている。私はまず、氏のいう「父系直系二世代家族」そのものに疑念 を表明したい。すなわちこれは社会学で使う「直系家族」と同義なのか、ち がらのかということである。社会学ではたとえば「夫婦と未婚の子女および 一人の既婚の息子とその妻子からなる直系家族」19)のように規定され、それ が理念化されるのは「家」家族においてである。これに対し服藤氏の規定は 命題(1)の如くである。両者がちがらかもしれないと考えるのは、服藤氏の直 系家族には「父系 | 「二世代 | という限定がついているからである。これは 三世代以後には続かないという意味かもしれない。現に氏らの「母系直系家 族」20)では、親夫婦と娘夫婦は短期間の同居(直系家族)の後に分裂して「新 処居住」に移るから、三世代に続かない。タイの屋敷地共住集団においても 親夫婦と子夫婦の同居は同じようにして三世代に続かない。これに対し近世 の直系家族は、息子夫婦の結婚後親夫婦の死没にいたるまで続き、さらに 「家」家族として永遠に続くことが希求される。またいうまでもなくはじめ から父系である。前記両概念が内容的に同じかもしれないというのは,「父 系」は単なる修飾語であり、「二世代」も「ふつうは三世代を含まない」と いう程の意味にもとれるからである。現に服藤氏は「日本前近代の家の永続 性を支える父系二世代同居婚(家族形態としては父系直系家族) ともいっ ている。これはまさに永続的な「家」家族である。このように考えると,氏 の批判は全く受け容れ難い。

- (1) 氏の「父系直系二世代家族」が、いわゆる直系家族とちがうものであるとすれば、それは高群史学者たちの特殊用語であって、その村人でない私がそれを使わなければならない理由も、そういうものの存在を証明しなければならない理由もないであろう。
- (2) 氏らの「父系直系二世代家族」が社会学的直系家族と同じものならば、こういう特殊な言葉に変形しないでほしいが、それはとにかく私は氏のように夫方居住婚すなわち直系家族とは考えない。婚姻居住制と家族構成とはちがうものである。夫方居住婚は中国やインドの父系大家族(合同家族)

にも、屋敷地共住集団にも存在する。これらは直系家族ではない。逆に単なる家族構成としての直系家族ならば、タイの屋敷地共住集団にも存在し、このときは夫方居住も妻方居住もある(ただし家計は別であるらしい)。一人息子しかいない中国家族にも直系家族形態が生ずるであろう。貧窮問答歌に一見直系家族となしうるものがあらわれるが、当時一子残留制があったなどと私は考えない。憶良が中国かぶれであったというようなことは、この際問題ではない。彼が中国風俗をうたったというためには、中国の家族が直系家族であることを証明するべきであろう。たしかに中国にも直系家族はあるが、理念型ではない。服藤氏の命題(1)は誤りである。

(3) 私は平安時代においては、財産の個人所有が原則であり、居住においても親夫婦と子夫婦、兄弟姉妹の夫婦はすべて原則として別家屋に住み、同じ家屋に住んでも別カマドであると考えている。そして服藤氏の考えるような「共住共食」の直系家族は、常識通り中世末、近世に確立すると考えているから、そのようなものの平安時代における存在を証明しようとは、夢にも考えていない。高群の「平安時代における父系直系家族不存在の証明」(命題2) も私にとっては価値がない。

以上で服藤氏の批判(4)に服し難いことが明らかになったと思うが、ここにいたってはじめて、氏が、鷲見には「血縁組織あるいは社会発展論」があいまいである、と述べた理由が判明する。私にははじめこの「」内の意味がわからなかったが、これをエンゲルス理論に結びつけるとわかりそうである。エンゲルスの理論を継承する人々は、かんたんにいえば、共同体(血縁組織)から家父長制家族(私有の主体)への歴史発展図式をもっていた。それに従って服藤氏は家父長制家族=直系家族=夫方居住婚と考えた。そして平安時代に夫方居住婚もあったといい、上のような発展図式にも、エンゲルスにも全く触れようとしない私には、歴史意識が欠けていると感じたのではなかろうか。しかし私は上のような発展図式を正しいと思わないし、家父長制家族=直系家族=夫方居住婚などとは全く考えていない。

ついでのことに服藤氏や関口氏が主張する「母(女)系直系家族」「母 (女)系合同家族」「母(女)系直系家族ないし母(女)系合同家族を経た新 居住婚」などの言葉に触れておく。私への批判の位置付けが、より鮮明とな るであろう。

(1) 「女系直系家族」は高群の「女系直系二三世代家族」から「二三」を 取っただけのものであるが、この変形の理由の説明や全体の概念規定は手近 にみられないから、高群の同義語だと考えておく。そして高群の説明を検討 してみよう。高群は

「この時期の同居親――いわば家族は、主として直系的な女系二三世代の家族であることを普通とするが、なかには総合的な女系大家族をなす例もありうる」²¹⁾

といっている。これは当時の家族構成の理念型は「直系的女系二三世代家族」であるが、例外的には総合的女系大家族(合同家族)が発生しうる、と読むことができる。ところが彼女はまた

「この期では、原理的に女系なので、大家族態へとそれが発展すると、 必至的に女系大家族となることはくりかえし注意したい |²²⁾

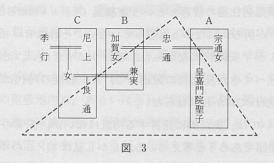
とも述べている。この文は、当時は女系原理が貫いているから、「必至的」に女系大家族が発生する、と読める。その女性大家族は、あげられた『宇津保物語』の例からみると、ナヤール族の母系大家族から息子たちを除外したものに似ている。そうすると彼女は、ここでは、当時の家族構成の理念型は、社会学で合同家族といっているもの、すなわち多子残留型の大家族であるといっているわけである。これは矛盾した発言であり、私には理解できない。この点は関口裕子氏の「女系直系家族ないし女系合同家族を経た新処居住婚とはじめからの新処居住婚との併存」²³という主張における「女系直系家族ないし女系合同家族」も同じであろう。「ないし」は普通同性質のものを並べた場合の範囲をいっているから、高群同様に考えているとみねばならない。

(2) 高群の女系直系二三世代家族説には「女系の家」が想定されている。 「女が家を嗣ぐ思想」「分家する二三女」などの語をみてもわかる。藤原道長 は長女彰子に本第である土御門邸を譲り、「姸子や威子にはそれぞれ新第を 与えて分家させた」ともいっている。たった一つのこの例で、一女による直 系二世代家族などという家族形態の普遍的存在を主張するのはどうかと思う が、それはさておき、われわれはこれらの発言から当然に後世の「家」を思 い出し、その裏返しとしての「女系の家」があったものと考える。ところが この女系の「家」という重要概念が全く説明されていない。「家を娘が相続 することは、家号を相続することになる」といった程度のことであり、あと はもっぱら住居の女系伝領を述べるだけである。その住居の女系伝領につい ても「二代三代の継続は普通であるといってよい」と述べている。これは後 世の「家」が永続的なのとちがって「二代三代しか続かない」といっている のと同じである。二代三代しか続かないのは、女が家をつがなければならな いという規範が存在しないからである。すなわち家産制が未成立で、男女の 分割相続が原則であったからだと私は考えるのであるが、高群には全く説明 がない。おそらく高群理論では説明できないからであろう。彼女の「女が家 を嗣ぐ」規範によれば、二三代に限らず、永久に続くべきものであるからで ある。

このような「女系の家」を服藤氏らも継承しているのかどうか。「直系」という語は継承を示しているが、もしそうであれば、「女系の家」の性格を明らかにする必要があるであろう。それは後の「父系の家」とどうちがうのか、共同体→家母長家族とでもいうべき発展図式を考えているのか、「はじめからの新居住婚」はどのあたりに位置するのか。

(3) 何よりも問題なのは、「母(女)系直系家族」とか「母(女)系合同家族」の「母系」とか「女系」である。

兼実の「九条集団」を例として考えてみよう。これについて高群は「九条 集団は父系観念に貫かれていながら、内実の同居形態は非常に母系性を帯び



ている」と訳のわからぬことをいっている。かりに母系制があるとするならばこの集団は図3のように A, B, C 三つの母系集団 (実線内) の混在であり、同一血縁集団ではない。高群流にいえば、反撥し合うカマドの混在である。血縁集団らしくみえるのは忠通を先祖とする父系集団 (点線内) で、事実上もこの内部における結合はきわめて緊密である。しかし、「九条集団」は内部に良通の外祖母尼上や、後には兼実の舅となる頼輔をも含むから、単純に父系集団とはいえない。しかもこれはその日常生活からみて明らかに重要な集団なのである。父系といい母系というときには当然に父や母が誰であるかを問題にすべきであるが、それを問題にすると直ちに上例のような矛盾が生じてくる。この点について高群もその他の母系論者も、従来余りにも無神経ではなかったか。関口氏が「母系合同家族」の実例とした顕季の娘たちはすべて母がわかっていないのである。

以上で服藤氏の批判への反論は一応なしえたものと思う。

3. おわりに

おわりに「発展論」や「小家族論」²⁴⁾に触れておこう。服藤氏が私に発展 論がないと述べた理由が必ずしも納得できるものでないことは先に述べた。 また私は、氏らの「女系直系家族ないし女系合同家族を経た新処居住婚とは

-15-

じめからの新処居住婚の併存」という家族論(それとも婚姻居住論か)によって「発展論」が明らかになるとも思っていない。それはせいぜい「父系直系二世代家族」が平安時代になかった、というにすぎない。だがそれとは別に、今まで述べてきた反批判に関連して、若干前後の時代について述べ、「発展論」に触れておかねばならない。

「氏」については、実証的に発言する用意はないが、先学の研究を綜合して父系出自集団であろうと考えている。しかし私は (1) この「氏」集団には外婚制が全くないこと、(2) 支配階級の組織であって一般民衆にかかわりがないことに注意したい。氏族のような単系出自集団にとって外婚制はきわめて重要な意義をもつと考える。マードックは「単系社会でその親族集団が完全に非外婚の場合には、通常、これを双系出自のように扱わなくてはならない」といっている²⁵⁾。外婚制が古代日本に存在したとの主張もあるが、そこで外婚集団とされているものは疑がわしげな存在ばかりである。したがって外婚制を欠く「氏」は強い親族集団たりえず、社会の細胞をなすものは依然として核的小家族であり、それも個人所有の寄合であったと思われる。貴族にあっては、それでも「氏」がある程度政治組織として支配に役立ったが、農民においては出自集団の欠如を補うものとして屋敷地共住集団や村が機能し、小家族経営の再生産を可能ならしめたと思う。貴族にもみられる屋敷地共住集団はそのくずれた反映であろう。

屋敷地共住集団の概念は東南アジアとくに双系的なタイやマレー農村の研究者たちが使用しているもので、それを私は無断で日本古代中世史の理解に借用してきた。この概念は東南アジア研究者相互の間でも、必ずしも同じ把握がなされているわけではない。ある人はこれを合同家族といい、ある人はこれを domestic group という。また同じタイでも地域による相違がある。ここには提唱者水野浩一氏の文を引用しておこう。氏は、タイ農村には諸種の家族集団があり、屋敷地共住集団はその一形態であるとして、つぎのようにいう。

「子供たちが結婚した後、親との同居期間を終え、一応世帯を別にしたけれども、親が農地(特に水田)を統御しているために、農業生産の面で共同関係を生じ、それを契機として親の世帯家族と子供(しばしば娘)の世帯家族が結合するという特殊な家族の形態が生れる。この場合子供夫婦は親の屋敷地内に、あるいはそれに隣接して居を構える傾向にあるので、この種の家族形態は『屋敷地共住集団』と呼ぶことにする。これは東北地域に広く分布しているが、北部や中部でも、また都市のなかにも同種の形態が点在していることから判断して、タイ家族にはこの種の傾向が潜在的に存在しているように思われる」²⁶⁾

と。またその後の研究によれば²⁷⁾、父による土地の分割(原則は男女均分)が終り、共住集団(父子結合)が解体した後には、兄弟姉妹の「近接居住世帯群」が形成されるが、後者の中からまた前者が生れ、両方相まって重要な労働組織をなしている、という。

タイ農村の東北部や北部では妻方居住制が多く、また末娘夫婦が親を扶養する傾向がある。しかしそれらは厳格な規範をなしているわけではなく、夫方居住もあれば、息子による親の扶養もある。妻方居住が続いても母系集団は形成されない。これらの現象が男女の均分相続、財産の個人所有、親子兄弟姉妹の別居制等とともに、平安貴族社会や鎌倉武士の惣領制など長期にわたる日本社会の構造に酷似しているので、これを分析する手段として水野氏らの概念を借用したのであるが、小家族群のつくる小親族的集団の考えは、私にとっては相当古くからのものである。高校教師になった記念に近世経済史を研究しはじめたばかりの私が、1956年社会経済史学会大会で「惣領制的土地所有論」を唱え²⁸⁾、当時一世を風靡した安良城盛昭氏の太閤検地論に蟷螂の斧を振り上げたのは、氏の封建農民=単婚家族論に疑念をもったからである。1974年6月エンゲルスの「家父長的世帯共同体」論の混乱を批判し、その混乱を引き継いだ門脇禎二、吉田晶、原島礼二諸氏の共同体論も誤っていると生意気な論評を加えた²⁹⁾のも、幼稚ながら自分なりの「発展

論」「小家族論」をつくりたかったからである。同年 12 月大林太良氏の双系 社会論に示唆されて、突然平安時代の婚姻を論じ、信奉していた高群の母系 論に反逆したのも、以上の推移の必然的結果である。私の「小家族論」は古 いものであり、私にも曲りなりの「発展論」があるつもりである。その研究 成果は貧弱であるが。

〔注〕

- 1) 「平安時代の婚姻」『岐阜経済大学論集』第8巻第4号, 1974年12月。本稿注2) 所収。
 - 2) 『前近代日本家族の構造』弘文堂, 1983年。
 - 3) 服藤早苗「純婿取婚をめぐって」『歴史評論』第455号,1988年3月。
- 4) 「高群逸枝の母系合同家族説の継承について」『歴史評論』第 455 号, 1988 年 3 月。
- 5) 祖父江孝男『文化人類学入門』(中公新書)中央公論社,1979年,118ページ。
 - 6) 江守五夫『日本の婚姻』弘文堂, 1986年, 425ページ。
 - 7) 高群逸枝『招婿婚の研究』理論社,1966年,713,750ページ。
- 8) 「平安時代末期貴族の『家』」『岐阜経済大学論集』第18巻第3·4号,1984年9月。
 - 9) 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』国書刊行会,1985年,573ページ。
- 10) ウィリアム・マカラ「平安時代の婚姻制度」同志社大学人文科学研究所『社会科学』 24, 1978 年。
- 11) 関口裕子「古代家族と婚姻形態」『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会, 1984年。
 - 12) 朧谷寿・角田文衛「平安京」『角川 日本地名大辞典 26 京都府』下巻, 1982年。
 - 13) 注1), 第2部第5章。
- 14) 「村上源氏の居住形態」『岐阜経済大学論集』第 20 巻第 1 号,1986 年 1 月。
 - 15) 注8)。
 - 16) 高群は宗輔が「北」隣りに住んでいたことについては全く触れない。先の兼頼の 西宅、宗俊の北宅も触れない。
- 17) 注 9)、359 ページ。
- 18) 注 12), 79 ページ。
 - 19) 森岡清美『家族社会学』有斐閣, 1967年, 13ページ。
- 20) 注 4)の小論において私は、服藤氏や関ロ氏の用語が「母系直系家族ないし母系合同家族」であるのに、すべて「母系合同家族」であるように書き誤った。おわび

しておく。

- 21) 注7)、722ページ。
- 22) 同上, 726ページ。
- 23) 注11), 309ページ。
- 24) 関口氏は注11)の論文でつぎのように論じている。

「吉田の双系的小家族説は、客観的には石母田の首長制論を媒介とした『起源』の論理および高群によるその独自な解釈を前提にし、高群が母系制(的)としたものを最近の学問成果により双系制(的)とすることにより構築された点が判明しよう。したがって吉田をはじめとする小家族論は高群を母胎として出現したもので、吉田の小家族説を継承したと思われる鷲見等曜による高群説の全面否定は、この点の認識を欠く点でも一面的であると考える」

ここに私の「小家族」説が問題とされているようである。私は吉田孝氏の継承者ではないし、吉田孝氏の説が高群の母胎から生れたなどとは考えないのであるが、それらは論じないでおく。

- 25) マードック著,内藤莞爾監訳『社会構造論』新泉社,1986年。
- 26) 水野浩一『タイ農村の社会組織』創文社,1981年。
- 27) 北原淳編『タイ農村の構造と変動』勁草書房, 1987年。
- 28) 注 2), 第 2 部 第 6 章。
- 29) 「『家父長的世帯共同体』について」『岐阜経済大学論集』第8巻第2号,1974年6月。

(1988年6月22日成稿)